



那須

1 月号
No.713
2019年(平成31年)



表紙シリーズ

はぐくむ
喜び
～農業の魅力～

新春に添える彩り

目次

タウンピックアップ P.2
ほけんだより P.20
生涯学習だより P.22
図書館だより P.26
タウンinformation P.27
カメラスケッチ P.30
みんなの広場 P.32
「殺生石」物語考 P.36

あけまして おめでとう ございます



あけましておめでとうでございます。皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。町民の皆さまの付託を受け、昨年4月から新たに町政運営を担うこととなり、就任から9カ月間、町の発展のため邁進してまいりました。皆さまのご協力のもと、大過なく新年を迎えられたことを感謝申し上げます。町政65年を迎える本年も、皆さまのご期待に沿うべく全力を尽くしてまいります。

本年は天皇陛下が退位され、5月には皇太子殿下が新たな天皇に即位されることから、時代が変わる年でもあります。御用邸を有する本町がいたしましても、ご退位とご即位が滞りなく行われるようご祈念いたしますとともに、自然豊かなこの町をこよなく愛する皇太子殿下が、新たな天皇陛下としてご来訪になる日を心からお待ち申し上げます。祝福と歓迎の機運を、町民の皆さまとともに高めていきたいと考えております。

さて、那須水害から20年が経過した昨年は、奇しくも、地震や豪雨、台風、記録的猛暑などの自然災害が国内で多発し、防災について改めて考える1年となりました。町では、10月に総合防災訓練を実施し、地域住民の皆さまのほか、関係団体や機関とともに町の防災体制の再確認を図りました。今後の取組みとしては、猛暑から児童生徒の健康を守り安心安全な教育環境を確保するため、小中学校の全普通教室にエアコ

ンを設置いたします。6月までに設置が完了するよう作業を進めているところです。災害の被害拡大を防ぐためには、こうした行政の対応はもろろん、「自助(自らの身を自分で守ること)」、「共助(地域で協力して助け合うこと)」の意識も非常に大切となります。今後も防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを皆さまとともに進めてまいります。

また本年も、第7次那須町振興計画に掲げた「移住(定住)を促すまちづくり」、「子育てしやすいまちづくり」、「地域振興」という3つの重点的な取組みを中心に、各種施策を進めてまいります。

移住定住施策としては、昨年設置した移住定住コーディネーターによる相談業務や空き家バンクの活用、移住定住PR冊子「NASULIFE」を配布し、町への移住希望者を全力でサポートします。移住者の体験談や支援策等の周知を積極的に行うことで、移住に関する不安や心配を減らし、町の生活の魅力を情報発信していきます。子育て支援については、昨年開始した乳幼児向けおむつ券の支給のほか、新たに産後ケアの充実にも取り組めます。子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制をより一層強化してまいります。

本年も人口減少や少子化の進展といった大きな課題に的確に対応し、町の魅力と活力が維持されるよう全庁を挙げて組織的・横断的に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この1年が皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

那須町長 平山 幸宏

黒田原小学校 地域とともに学ぶ活動 が評価されました

12月3日、「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰式が行われ、黒田原小学校支援委員会が受章しました。

黒田原小学校では、木村寛学校運営協議会会長をはじめ、地域教育コーディネーターの深沢知光さん（旗針）、薄葉智子さん（下川）が中心となって学校と地域の絆をつなぐ支援活動を行っています。活動を始めたのは平成26年で、認知度が低かったため、思うようにいかないこともあったとのことですが、今では地域全体で未来を担う児童たちの成長を支える活動は他の模範と認められ、今回の受章となりました。



左から教育長、深沢知光さん、薄葉智子さん、黒田原小学校増淵尚校長、木村寛学校運営協議会長（12/17 教育長室）

藤田めぐみさん ハンデ を乗り越えボランティア として学校支援に協力

10月11日、学校教育支援ボランティア感謝状贈呈式が行われ、宇田貞夫県教育長から藤田めぐみさん（綱子）に感謝状が贈られました。

藤田さんは母校の旧朝日小学校で高齢者福祉に関する学習の講師を務めたことがきっかけで、以来15年以上、ボランティアで学習支援活動に携わっています。

10年前に両目の視力を失った後も、障がい福祉の学習支援、ケアマネージャーの資格取得、あん摩師になるための勉強等に意欲的に取り組んでいます。ハンデを乗り越え次々とキャリアアップを目指す姿は、児童たちに夢と希望を与えています。



学校支援活動を振り返り「街中で子どもたちから声をかけられるのを楽しみにしています」と笑顔で語ってくれました。（11/17 教育長室）

笑顔と元気を届けます！介護予防サポーターが活躍

11月19日、「第7回健康寿命をのぼそう！アワード」の表彰式が開催され、健康寿命の延伸に資する優れた取組みを行ったとして、介護予防サポーターが厚生労働省老健局長優良賞を受賞しました。

介護予防サポーターは、養成講座を受講し、高齢者の健康体操や脳トレなどの介護予防のお手伝いをボランティアで行っています。

心身力アップ継続教室サポーター、すまいるサポーターそれぞれが迎えてくれる通いの場は「なじみの顔による安心感」「また来たいなる楽しい場」となり、あたたかな雰囲気と笑顔に包まれています。

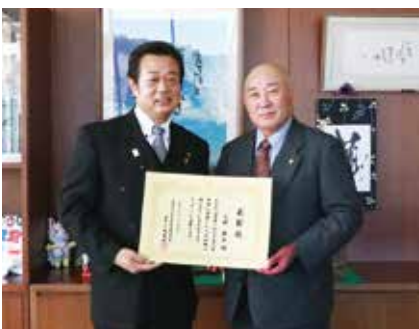


介護予防サポーターの皆さん（12/17 特別会議室）

土田陽吉さん 明るい社会のため 青少年の健全育成に貢献

11月27日、平成30年度青少年指導者等顕彰・青少年指導者等奨励賞表彰式が行われ、土田陽吉さん（千振）が全国青少年育成県民会議連合会青少年指導者等顕彰を受賞しました。

青少年の健全育成のために顕著な活動をした方に授与されるもので、土田さんは平成16年から栃木県青少年育成指導員として活躍しています。



（12/17 町長室）

12月議会定例会 10議案を可決

平成30年第5回那須町議会定例会が、11月30日から12月10日までの11日間開催され、10議案が原案どおり可決されました。主な議案は次のとおりです。

【那須町税条例の一部を改正する条例】

個人住民税の各種改正および法人の税務手続きの電子化の推進等、地方税法の改正に伴い諸規定が改正されました。また、固定資産税の前納報奨金の廃止や法人住民税の均等割の税率変更など町独自の規定も改正されました。

【那須町敬老祝金条例の一部を改正する条例】

これまで75歳以上の町民を対象として一律5千円を支給していた敬老祝金の支給年齢と祝金

額を改正しました。

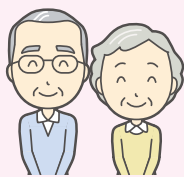
【那須町議会委員会条例の一部を改正する条例】

平成30年9月議会において議員定数が13名に改正されたことに伴い、常任委員会の名称、所管および委員定数等を改正しました。

【平成30年度那須町一般会計補正予算】

小中学校の普通教室に国の交付金を活用してエアコンを設置するための工事費、那須町応援寄附金の申込件数が予想を上回ったことによるお礼品のための費用などにより、歳入歳出それぞれ5億580万円を増額しました。これにより、平成30年度の予算総額は、128億1千440万円となりました。

敬老祝金の 交付対象者が 変わります



町では、多年にわたり社会に貢献いただいた高齢者に敬老の意を表し、敬老祝金を贈呈しています。現在、75歳以上の方に一律5千円を交付していますが、平均寿命の延伸と高齢化の進展に伴い、これまで以上に交付額が増えていくことが予想されます。今後の少子高齢化を見据え、平成31年度から、次のとおり敬老祝金の交付対象者と祝金の額を変更します。

なお、祝金変更による予算の減額分については、今後増加が見込まれる子育て支援事業に活用します。

▼対象者・祝金の額 その年の4月1日から翌年3月31日まで

77歳(喜寿)	1万円
88歳(米寿)	2万円
100歳	15万円
101歳以上	3万円

※その他の年齢の方は交付対象となりません。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
☎ 6917



パブリックコメント

那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)への意見を募集します



那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を制定するにあたり、この条例(案)に対する意見を募集します。

▼案件名 「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)」

▼公表資料
・概要書
・条例(案)

・施行規則(案)

▼閲覧場所 ①企画財政課(役場本庁3階)(土日祝日除く午前8時30分〜午後5時)②町ホームページ

▼意見を提出できる方 ①町内在住、在勤、在学のいずれかに該当する方②町内に事務所・事業所を有する方、法人(その他の団体も含みます)③本町に対し納税義務を有する方、法人④本条例に利害関係を有する方

▼意見の提出方法 書式は自由ですが、案件名、提出する方の住所、氏名(法人の場合は法人名、所在地)、連絡先を明記のうえ、

①直接提出②郵送③ファクシミリ④電子メールのいずれかの方法で提出してください。
※電話・口頭による意見の受付はできません。

▼提出期限 2月8日(金)午後5時

▼意見の公表方法等について 提出された意見は、内容を整理検討した上でこれに対する町の考え方とともに担当窓口や町ホームページで公表します。

・個々の意見に対して直接回答はいたしません。

・単に賛否だけを示した意見や今回の募集の趣旨に直接関係のない意見には町の考え方は示しません。

提出された個人情報公表されることはありません。

▼提出先・問合せ 企画財政課総合政策係 ☎ 6906

FAX ① 1133 ② 6906

〒329-1329 2
那須町大字寺子丙3-13

(2月8日の消印有効)
✉ kikaku@town.nasu.lg.jp

2月17日(日)は 投票時間 午前7時～午後8時 那須町議会議員選挙の投票日です

投票所			
投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	那須町ゆうゆうセンター	第11投票区	逃室地区集会施設
第2投票区	黒田原小学校体育館	第12投票区	夕狩集会所
第3投票区	田中地区コミュニティセンター	第13投票区	成沢地区集落センター
第4投票区	那須町農村婦人の家	第14投票区	芦野基幹集落センター
第5投票区	田代友愛小学校体育館	第15投票区	寄居集落センター
第6投票区	旧室野井小学校体育館	第16投票区	富岡集落センター
第7投票区	高原公民館(湯本支所)	第17投票区	伊王野基幹集落センター(※)
第8投票区	那須高原小学校体育館	第18投票区	美野沢体育センター
第9投票区	旧大沢小学校体育館	第19投票区	稲沢地区集落センター
第10投票区	大島地区コミュニティセンター		

※伊王野基幹集落センターは、これまでホールが投票所でしたが、今回は会議室に変更となりますのでご注意ください。

投票できる方

- ・平成13年2月18日以前に生まれた方
- ・転入者については、平成30年11月11日以前に那須町に転入の届出をし、引き続き3カ月以上那須町に住民登録をしている方
- ▼**当日投票所** 左表の19カ所が当日の投票所です。入場券に表示された投票所で投票してください。



期日前投票

- ▼**期間** 2月13日(水)～16日(土) 投票日に仕事や旅行などで投票に行けない場合は、期日前投票ができます。
- ▼**期日前投票所・投票時間**
- ・役場本庁町民ホール 午前8時30分～午後8時
- ・高原公民館(湯本支所)会議室 午前9時～午後6時

不在者投票について

- ※期日前投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください。
- ▼**入場券をお持ちください**
入場券は告示日(2月12日)以降に郵送する予定です。期日前投票をするときは、裏面が宣誓書になっていますのであらかじめ記入してお持ちください。
- ▼**滞在地での不在者投票**
仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会ですべての投票ができます。
- ▼**指定病院等での不在者投票**
病院や介護施設(都道府県選挙管理委員会指定施設)などに入院、入所している方は、その病院や施設等で不在者投票ができます。
- ※病院または施設の担当者にお問い合わせください。
- ▼**郵便等による不在者投票**
身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方もしくは介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方で、郵便等投票証明書の交付を受けている方は、郵便等による不在者投票ができます。
- ※不在者投票は手続きに日数を要しますのでお早めに請求またはお問い合わせください。

立候補する方へ

立候補予定者説明会

- ▼**日 時** 1月22日(火)午前10時～正午
- ※立候補を予定している方またはその代理人は、必ず出席してください。
- ▼**立候補届出書等事前審査**
- ▼**日 時** 2月6日(水)午前9時～午後3時

立候補届出

- ▼**日 時** 2月12日(火)午前8時30分～午後5時
- ※説明会や事前審査、届出の受付は役場3階正庁で行います。

- ▼**問合せ** 選挙管理委員会事務局 ☎ 726927

マイナンバーカード申請をサポートしています

住民生活課では、「マイナンバーカードを申請したいけど、申請方法がよくわからない」「交付申請書を紛失してしまった」等、マイナンバーカード申請でお困りの方をお手伝いしています。写真撮影サービスも行っていますので、この機会にマイナンバーカードを申請しませんか。

- ▼**特別開設** 2月3日(日)午前9時～正午

- ▼**場所** 住民生活課(役場本庁1階)

- ▼**問合せ** 住民生活課戸籍住民係 ☎ 726908

中学生海外派遣事業

オーストラリア ケアンズ市で 貴重な体験をしました



【事前研修】
海外派遣研修への期待を感じながら7回的事前研修に参加しました。特に印象に残っているのは、イングリッシュデイキャンプで、ALTや外国人の方々とは英語で会話しながらピザ作りをしたことです。1回1回の研修を終え



出発式では、海外派遣事業についての抱負を述べました

派遣団は7回にわたる事前研修を実施し、英会話研修のみならず現地事情研修、プレゼンテーション研修、団員相互の仲間づくり等に取り組み、町代表としての責任と大きな夢を胸に出発しました。研修内容の紹介と団員の感想をリレー形式で報告します。

成田空港から飛行機に乗りました。飛行機は初めてだったので、離陸時はかなり緊張しました。でも、現地に着いてからのことを話題にして友だちと楽しく話していると、どんどん実感が湧いてきて楽しく過ごすことができました。飛行機での7時間は有意義な時間となりました。

【1日目】
成田空港から飛行機に乗りました。飛行機は初めてだったので、離陸時はかなり緊張しました。でも、現地に着いてからのことを話題にして友だちと楽しく話していると、どんどん実感が湧いてきて楽しく過ごすことができました。飛行機での7時間は有意義な時間となりました。



事前研修「イングリッシュデイキャンプ」野外研修センターにて

ることに、研修への意欲と英語を話すことへの自信が高まってきました。

成田空港からケアンズに着くまでの約7時間、飛行機に乗りました。その間は、外国の方と7日間も一緒に過ごすことができるのかと、とても不安でいっぱいでした。ケアンズに着くと日本とは違う光景が一面に広がっていて、これから海外で英語や文化を学ぶのだなと胸が高鳴りました。

（那須中3年 田中純鈴）
成田空港からケアンズに着くまでの約7時間、飛行機に乗りました。その間は、外国の方と7日間も一緒に過ごすことができるのかと、とても不安でいっぱいでした。ケアンズに着くと日本とは違う光景が一面に広がっていて、これから海外で英語や文化を学ぶのだなと胸が高鳴りました。



キュランダ観光鉄道

到着してすぐはどきどきしていましたが、フライトの疲れもすぐに吹き飛び楽しく観光することができました。ホストファミリーが会った時にやさしく接してくれたので、1週間頑張れると思えました。

キュランダの高原列車からの景色は最高でした。辺り一面の南国の森は迫力がありました。アボリジニのダンスや、水陸両用車から見た野生動物も印象に残りました。お昼のオージービーも最高でした。

（那須中2年 山田エルマス）
キュランダの高原列車からの景色は最高でした。辺り一面の南国の森は迫力がありました。アボリジニのダンスや、水陸両用車から見た野生動物も印象に残りました。お昼のオージービーも最高でした。



ホストファミリーとの対面

【2日目】
到着してすぐはどきどきしていましたが、フライトの疲れもすぐに吹き飛び楽しく観光することができました。ホストファミリーが会った時にやさしく接してくれたので、1週間頑張れると思えました。

【3日目】
この日初めて学校の授業に参加しました。私は校舎の大きさに驚きましたが、みんなとても積極的にしました。また、モーニングティーやアフタヌーンティーの時間など、日本の学校との違いがたくさんあり興味深かったです。



毎年お世話になっているTAS（トリニティー・アングリカンスクール）の正門で

（那須中央中1年 稲葉ののか）
初めてバディの子と話しました。みんなフレンドリーで優しくかわい子でした。午後はアヴィ先生の英語レッスンを受けました。ネイティブでも分かりやすく、もつと英語が好きになりました。



現地でのプレゼンテーションの様子



ネイティブの先生から英語のレッスンを受けました

【4日目】

4日目にはだいぶ学校に慣れてきました。午後はダンスをしてたくさん体を動かしたので疲れました。音楽の授業などにも参加しました。日本とは違い、ゲームをしたりリズムの練習をしたりしていたので驚きました。

【那須中央中3年 稲沢拓巳】

この日初めてTASの売店で購入に挑戦しました。少し緊張しましたが、英語を使い無事に買うことができました。ホームステイ先ではナイトマーケットに連れて行ってもらいました。

【那須中3年 吉田摩利亜】

【5日目】

この日は日本の文化について写真を使ってプレゼンを行いました。こういった経験は初めてで、しかも英語ということもあり緊張から早口になってしまいました。それでも、貴重な経験となりました。

【那須中3年 梅崎七美絵】

5日目はピクチャープレゼンをしました。生徒一人一人が町代表として、日本の良さや町の良さなどを伝えることができました。それぞれが個性あふれる発表で聞いている人も発表している人もとても楽しかったです。

【那須中3年 関根怜哉】

【6日目】

TASに通う最終日のお昼の時間にフェアウェルパーティー（送別会）をしました。仲良くしてくれたバディと一緒に昼食を食べて別れを告げました。その後、上級生とゲームや童話を歌って楽しく最終日を終わることができました。

【那須中3年 人見有留葉】

TASでフェアウェルパーティーをしました。バディと最後の楽しい時間を過ごすことができ、とても良い思い出になりました。最後に、一人ずつジョイス先生から修了証書をいただきました。

【那須中3年 野口美幸】

【7日目】

この日はグリーン島へ行きました。今までに見たことのないほどきれいな海で驚きました。また、初めて経験したシュノーケリングでは、たくさんの魚を間近で見ることができ感動しました。本当にすばらしい経験ができました。

【那須中2年 桃井七彩】

7日目はグリーン島へ行ききました。海の底まで透き通っていてもきれいでした。シュノーケリングをしてたくさんの魚を見ました。船での昼食は最高の時間でした。日本ではできない体験をたくさんすることができました。

【那須中2年 片岡さくら】

【最終日】

私はホストファミリーと生活して、英語で話す難しさと楽しさを学びました。伝えたいことが上手く伝えられなくて大変でしたが、伝えられたときの嬉しさは大きかったです。とても優しくしてもらい、楽しい一週間でした。しかし、そのぶん別れは辛く悲しいものでした。

【那須中3年 梅澤 羊】



グリーン島でシュノーケリングもしました



ホストファミリーとのお別れ

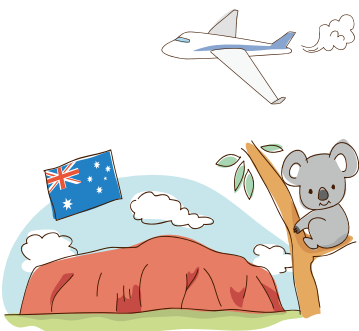
【最後に(リーダーより)】

今年度の海外派遣事業には多くの「挑戦」と「感謝」がありました。まずは「挑戦」です。ホームステイやシュノーケリング、アポリジニ体験など、初めての体験を数多く挑戦することができました。

次に「感謝」です。ホームステイコーディネーターのゴッドウィン順子さんや現地の学校の生徒や先生など、多くの方が僕たちのためにさまざまな面でサポートしてくださいました。

オーストラリアでの「挑戦」と「感謝」から僕たち16名の団員は大きく成長できました。また、日本のすばらしさを伝えるなどの目標も達成できたと思います。今後多くの方々のご支援で成り立ったこの貴重な経験を、それぞれの目標に向かって役立てて行きたいと思えます。

【那須中3年 廣川剛彦】



高久駅の歴史に触れて

町のJR駅シリーズ Vol.1

JR 高久駅
Takahu Station

町内にはJR東北本線が通っており、通勤や通学、買い物や通院などのために利用されています。

町のJR駅シリーズでは全3回にわたり、多くの人々が関わって続いてきた「駅」のさまざまな歴史についてご紹介します。

高久駅の歴史

高久駅が誕生する以前、その場所には、大正3年に開設された「高久信号場(信号所)」がありました。

この信号場は、単線区間において列車の行き違いのために設けられた施設で、黒磯駅と黒田原駅の区間が非常に長かったことから信号場が設置され、乗客は乗降することができませんでした。

それから50年経ち、昭和39年に、旅客扱いの「駅」として正式に

昇格したのが「高久駅」の始まりです。

20年間にわたり高久駅に勤務し、助役で退職した平山徳治さん(高久)に当時の話を聞くと、駅昇格を目指し、多くの方が署名運動を行い、十数年かけて陳情を続けたそうです。

「駅」への昇格は、初代益子仁助町長から三代目にあたる笹沼賢弥町長に至りようやく実を結んだものでした。

駅の安全を守る活動が続いています

その後、駅は昭和60年に無人化され、乗車駅証明書発行機が設置されています。1日の平均乗車人数はわずかながらも、地域の生活には欠かせない交通起点となっています。

高久巻江さん(本郷)は、平成24年4月から、高久駅の名誉駅長として地域に愛される駅づくりに取り組んでいます。名誉駅長として活動を始めて現在7年目で、鉄道OB会の支部会員の協力や黒磯駅社員とともに駅舎の清掃、構内の草刈り等を行っています。



▲高久巻江さん

名誉駅長とは

JR東日本では、地域に密着した駅づくりを目的として、無人駅に「名誉駅長」を配置しています。JRを退職した人が委嘱され、鉄道における経験を生かしてボランティア活動をしています。



▲旅客駅への昇格は当時の「広報大那須」でも大きく取り上げられました



高久駅新築落成の祝歌

大倉キミ 作詞
白石貞男 作曲

遙かに仰ぐ那須の峰
白さぎ草の咲く野辺に
うぶ声あげし高久駅
希望のシンボル高久駅

水清らかなりんどう湖
澄んだ青空雲白く
きよらに立てり高久駅
文化のシンボル高久駅
ゴルフの緑あざやかに
小鳥の歌もこだまして
光り輝く高久駅
平和のシンボル高久駅

「高久駅の歌」の秘話

「高久駅の歌」をご存知ですか。駅の待合室には「高久駅新築落成の祝歌」が受け継がれ掲げられています。歌の作詞をしたのは駅前で理髪店を営んでいた大倉キミさんで、駅昇格をお祝いするため、詞を一晚で作成したそうです。作曲したのは、旧田中小学校で当時校長だった白石貞男先生で、理髪店の常連さんでした。大倉さんと白石先生は、近くのゴルフクラブの祝歌や旧田中小学校の校歌も手掛けた作詞作曲の名コンビで、地域を愛する二人によって、歌の完成がかないました。

昭和40年10月21日に行われた新駅舎の完工式典では、旧黒田原中学校の28名のブラスバンドの伴奏と、旧田中小学校の児童120名のコーラスに合わせて「高久駅の歌」が歌われました。



▲当時の新聞記事が掲げられています

インタビュー



大倉達男さん

キミさんの息子さんで、現在も高久駅前にお住まい。キミさんは詩や歌を作るのが好きで、よく新聞に詩を投稿していたそうです。

「高久駅の歌」の存在を知ったのはキミさんが亡くなった後のこと。



平山徳治さん

昭和39年から昭和55年まで高久駅に勤務し、助役を務めました。

団地（現在の高久団地）を作る造成計画が持ち上がったのも駅昇格のため、と当時を振り返りました。

「高久駅の歌」復活プロジェクト

たくさんの方々の思いが詰まった地域の駅が、より愛着のある駅になるよう「高久駅の歌」を復活させるプロジェクトが始まっています。

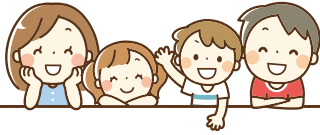
大倉さんをはじめ地域の方々に当時の様子を聞きながら、53年の時を経て、その音源を起す作業を「地域おこし協力隊」の石田多朗隊員が進めています。

左のQRコードから作成中の曲を視聴することができます。3月には歌を吹き込み、再び高久駅の歌を現代に甦らせることができそうです。お楽しみに。



▲復刻作業を進める地域おこし協力隊の石田隊員

▼問合せ ふるさと定住課
公共交通係 ☎ 726955



あなたの「空き家」を有効活用しませんか？



平成30年度「那須町移 定住促進住宅取得等補 助金」のお知らせ

町では若い世代の人口増加を図るため、町外から転入し、自ら居住するための住宅（延べ床面積100㎡以上）を取得等した方に対して、補助金を交付しています。申請できる方は、平成28年4月1日以降に町内に移住した方（配偶者がいること）です。申請者本人または配偶者のいずれかが満45歳未満で

定住促進係
☎⑦6955

近年、適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が年々増加し、倒壊の危険や害虫の発生、草木の繁茂等による景観の悪化などで大きな社会問題となっています。町にも空き家に対する相談が数多く寄せられています。空き家は所有者等の財産であり、所有者等には適正な管理を行う責任があります。そのため、建物の老朽化で瓦や外壁が落下し、近隣の家屋が壊れたり、通行人が怪我をした場合は、空き家の所有者等に管理責任が問われます。そのような事故を防ぐためには「危険な状態になる前の適切な対処」がとても重要です。町では「那須町空き家バンク事業」として、所有者から申請された空き家を登録し、利用を希望する方に紹介する事業を実施しており、昨年11月末現在、延べ利用希望件数は

121件にも上り、事業が開始された平成27年9月から延べ27件の登録物件が有効活用されています。空き家が居住可能なうちに賃貸・売却して有効活用したい、持ち家が空き家になって困っている、遠方に居住しているため空き家の管理ができないという場合には、ご相談ください。なお、当事業に登録できる空き家は、個人が居住を目的として建築した町内に存在する建物（固定資産課税台帳に登録されているものに限り）と、その敷地で、住む人がいないまたは今後も住む予定がないものに限ります。ただし、民間事業者の賃貸、分譲等の営利を目的とするものや別荘として利用するものを除きます。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎⑦6955

町内で住宅を新築・増改築する方へ 那須町住宅建設資金利子補給補助金制度について

金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸付けを受けた方に対し、利子の一部を補助します。

▼貸付限度額 500万円以内

※貸付けを受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額です。

▼利子補給率 年度末貸付残高に対し年利2%以内の割合を乗じて得た額

※平成30年度の利子補給率 0.6%

▼期間 金融機関から貸付けを受けたときから5年以内

▼条件

・町内に住所を有する者または町内に住所を有しようとする者

・町内に自己が居住する住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者

・対象となる住宅は、新築で延床面積200㎡（約60坪）以内、増改築は既設面積を含め200㎡以内

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎⑦6955

プログラミング教育実証研究公開発表のご案内

町では昨年度から田代友愛小学校を実証拠点校に、プログラミング教育本格導入に向けた授業づくりや指導法の研究、教育課程の開発を進めています。この度、広く町で進めているプログラミング教育に関心を持っていただくため、公開発表を開催します。

▼日時 1月17日(木)午後1時～4時30分

▼場所 田代友愛小学校

▼内容 ①実証授業公開②情報通信総合研究所特別研究員 平井聡一郎氏による講演とワークショップ

▼申込方法 電話でお申し込みください。

▼申込み・問合せ 学校教育課 ☎⑦6922



町県民税・所得税の申告相談会

申告期間 2月15日(金)～3月15日(金) ※土日を除く

- 受付時間 【午前の部】午前8時～11時30分 【午後の部】正午～午後4時
- 相談時間 【午前の部】午前8時30分～正午 【午後の部】午後1時～5時

町県民税は、私たちの日常生活に身近な関わりをもつ県や町の仕事のための費用を、住民の方がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告の必要な皆さんが自ら所得を申告し、所得に応じた税負担をしていただくことは、課税の公平性を維持するために重要なものです。

つきましては、下記の日程で申告相談会を開催しますので、申告期限内に正しい申告を済まされますようお願いいたします。

平成31年度 町県民税申告日程表

会場	期日	区 域 ・ 相 談 時 間	
		午前(8時30分～正午)	午後(1時～5時)
伊王野基幹 集落センター	2月15日(金)	東岩崎 睦家 梁瀬	沼野井 稲沢
	2月18日(月)	上町	下町 上郷
	2月19日(火)	大和須 大畑	藁沢 梓
芦野基幹 集落センター	2月20日(水)	寄居本郷 寄居大久保 明神 中重 山中	下芦野 唐木田 上野町 川原町 三ヶ村 黒川 塩阿久津下 中の川 新道 白井
	2月21日(木)	豆沢 高瀬 峯岸 板屋 大ヶ谷 上下田 大平 吉の目	仲町上・中・下 横町上・下 新町上・下 西坂 芦野団地
高原公民館	2月22日(金)	湯本本町 大町 旭町 東町 占勝園 元湯 奥那須	那須高原 湯本仲町 川向町 見晴町 西町 上半俵 下半俵
	2月25日(月)	蕪中 室野井 六斗地 横沢 遅山町	宇田島 広谷地 守子 伊藤台
那須町 文化センター	2月26日(火)	漆塚上・下	北条 山梨子 穂積 戸能 新田 喜和田 大石
	2月27日(水)	よささ みやび 長南寺 藤塩 大日向	上の原 黒田団地 茗ヶ沢 田代 喰木原 高久 高久団地 前原団地 上の原団地
	2月28日(木)	池田	松子1・2 一ツ縦 大深堀 ロイヤルバレー
	3月1日(金)	新西原 橋本町 愛宕前 上瀬縫 下瀬縫 本郷1・2	松田 廻り谷 渡久保 新高久 芦の又 丸山
	3月4日(月)	逃室1・2・3 新逃室	千振 千景園 吉田上・下 松沼 針生
	3月5日(火)	田島 高津 柏沼 二枚橋	トラピスト 綱子 夕狩 常民夕狩 新夕狩 荻久保 東観 豊津 中原
	3月6日(水)	桜久保 後藤橋 弓落	柏台 大谷 北沢 小深堀
	3月7日(木)	大沢 矢の目1・2 弥次郎 旗鉾 慈生会 黒木 五十里	菱喰内 薄室 筒地 あたごハイツ 茅沼 岡室 木戸 水原 成沢
	3月8日(金)	大同 七曲	大島1・2 小島1・2
	3月11日(月)	上川 羽原 狸久保 東狸久保	秋山沢 柏 小羽入 新小羽入 下川 前原 前久保 立岩
	3月12日(火)	時庭 落合 田中 追田原 石住 西田	松の倉 茶臼 新黒田 旧黒田 新黒田住宅
	3月13日(水)	西大久保 水塩大久保 塩阿久津上 法師畑	幸町1・2・3
	3月14日(木)	相生町1・2・3	本町1・2・3
3月15日(金)	音羽町1・2・3・4		

※混雑状況によっては、午前中に来場しても午後からの受付になる場合があります。

※青色申告の方、雑損控除がある方、増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方、建物の売却による譲渡所得がある方、先物取引や未公開株の譲渡所得がある方、贈与税・相続税等の申告がある方、国外における所得がある方は、大田原税務署で申告してください。

確定申告書を提出している方へ ～はがきでお知らせしています～

平成28年分以降の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方には、税務署から「確定申告のお知らせ」をはがきで送付しています。申告書等の用紙は各会場にある備え付けのものを使用してください。

○税理士会による無料申告相談会場 ○地方公共団体による申告相談会場 ○青色申告会による相談会場

申告が必要な方



平成30年中に所得があった方

平成31年1月1日現在、那須町に住所があり、平成30年中に所得(収入)がある方は申告が必要となります。

- ・ 事業所得(営業・農業)、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・ 給与所得者で給与以外の所得がある方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ・ 給与所得者で年末調整を受けなかった方(中途退職された方等)
- ・ 給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方

公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない

次の各種控除を受ける方は町県民税の申告が必要です(申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります)。

- ・ 年金天引き以外で支払った社会保険料(国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等)がある方
- ・ 生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・ 配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・ 本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳をお持ちの方
- ・ 寡婦もしくは寡夫の方(寡夫は扶養親族である子がいる場合)
- ・ 医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方など

所得(収入)がなくても町県民税の申告が必要な方

所得がない人の申告は、税務課または各支所で随時受け付けています。

- ・ 児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方
- ・ 所得証明書や非課税証明書が必要な方(会社の社会保険の被扶養者になっている方等)
- ・ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方など

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がある方など

りませんが、申告がないと受けることができません。

申告が必要かわからない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票をお手元にご用意の上、お問い合わせください。

申告に必要なもの



○確定申告のお知らせはがき(税務署から事前に送付を受けた方のみ)

- マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード、マイナンバーが記載されている住民票)と身元確認書類(運転免許証など)
- ※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者も、マイナンバーの記載が必要ですが、番号確認書類と身元確認書類の添付は必要ありません。
- 印鑑
- 給与・公的年金等の平成30年分の源泉徴収票や事業所得に伴う支払調書(コピー不可)

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

○収支内訳書(営業、農業、不動産などの事業所得がある方)

○各種控除証明書(生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・個人年金保険料・各種社会保険料等)

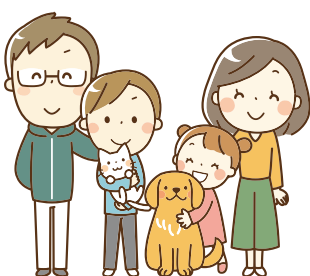
○障害者手帳または障害者控除対象者認定書(本人または家族で障害者控除の適用を受ける方)

○申告者本人の預金通帳(所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込み方は通帳と通帳印が必要です)

○利用者識別番号(番号の交付を受けていない方で町の相談会場に来場された方は、会場で電子申告に必要な利用者識別番号の取得をしてください)

※利用者識別番号は、平成30年分から確定申告書を税務署に電子送信するために必要となります。

○その他関係書類(申告の内容で添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください)



申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)のどちらかを選ぶことができます。

e-Taxには「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。「マイナンバーカード方式」には、マイナンバーカードとICカードリーダーライターが必要です。また、「ID・パスワード方式」には、税務署が発行した電子申告用IDとパスワードが必要です。【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

注意事項



申告相談会場は大変混み合います。領収書などはあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

▼事業所得(営業・農業)、不動産所得

- ・ 収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記帳して、お持ちください。
- ※収入や経費等を記帳していない方は、ご自身で計算した後に申告相談をしてください。
- ・ 作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。
- ・ 新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。

▼医療費控除

- ・ 支払った医療費の領収書は、個人別、病院別に分け事前に集計し明細書を作成してきてください。

- ・ 対象となる領収書は平成30年中に支払った分です(領収印の日付を確認してください)。例えば、12月分の入院費用を平成31年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含まれません。
- ・ 老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、必ず「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください(施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください)。
- ・ 医療費に対して補てんされた金額(高額医療費や医療保険金など)がある場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

▼住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

- ・ 平成30年中に入居し初めて控除を受ける方は、次の書類が必要です。
- ①登記事項証明書または登記簿(謄抄)本
- ②請負契約書売買契約書の写し
- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅の控除を受ける際は、さらに各種証明書が必要です。

- ・ 住宅の建築で補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

- ・ 土地の住宅借入金等特別控除を受ける場合も、土地の①②も必要です。
- ・ 2年目以降も申告により住宅借入金等特別控除を受ける方(農業や自営業の方、年末調整が済んでない方)は、③の年末残高証明書と税務署から発行される住宅借入金等特別控除申告書をお持ちください。

▼収用等で資産を譲渡した場合の特別控除の特例

- ・ 公共事業施行者の収用などで、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、次の書類が必要です。
- ①公共事業施行者が交付した各種証明書(買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等)
- ②契約書(土地、建物、移転補償)
- ③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書

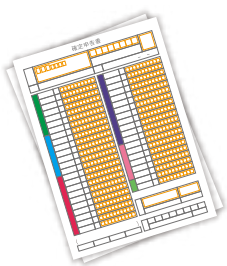
▼復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告と納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に21%の税率を掛けて計算した金額です。

▼その他

- ・ 申告書や収支内訳書等は、1月下旬から税務課または各支所の窓口で用意します。
- ・ 申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません(収入のない方の申告は除きます)。
- ・ ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場にお持ちになるか、大田原税務署に直接提出してください(大田原税務署へは郵送で提出することもできません)。
- ・ 以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、平成30年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません(青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年)。
- ・ 町の申告会場で消費税申告書の作成はできませんので、消費税の申告は大田原税務署で申告してください。

▼問合せ 税務課町民係
☎ 26903



所得税確定申告書を 自身で作成する方へ

納付額確認書の発行について

所得税確定申告書を自身で作成し、税務署に提出する方に、各種保険等の納付額確認書を発行していただきます。発行には手続きが必要です。

- ▼**対象額** 平成30年1月1日から12月31日までの間に国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を納付書または口座振替で納付した保険税等の額
- ▼**申請場所** 税務課(役場本庁1階)
- ▼**交付手数料** 無料
- ▼**必要書類** 本人確認ができるもの

(の(運転免許証等)

※年金天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金支払者から送付される源泉徴収票で各保険税等の納付額の確認をお願いいたします。

※税務課が行う申告相談会で申告する方は、納付額確認書の提出は不要です。

▼**問合せ** 税務課庶務諸税係

☎726936



税法上の障害者控除認定

要介護認定を受けている方で、次に該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することで、税の申告の際に障害者控除を受けることができます。発行には手続きが必要です。

▼**対象者** 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であることの認定基準」に該当する方

※要支援1・2の方は除きます。

▼**申請者** 本人または本人を扶養申告する方

▼**交付手数料** 無料

▼**必要書類** 介護保険被保険者証・印鑑・本人以外が申請する

場合は本人確認ができるもの(運転免許証等)

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

※発行には20分程度時間がかかります。

▼**問合せ** 保健福祉課介護保険係

☎726910



大田原税務署の 確定申告会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼**期間** 2月18日(月)～3月15日(金)(土日を除く)

▼**受付時間** 午前8時30分～午後4時(相談時間は午前9時から)

※申告書の提出は午後5時までです。申告書の作成には時間を要しますので、午後3時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況で受付を早めに締め切ることがあります。また、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

▼**閉庁日対応** 県内では宇都宮税務署のみ次の日に申告相談等の対応を実施します。

・2月24日(日)、3月3日(日)

▼**問合せ** 大田原税務署(代表)

☎0287-22-3115
〒324-8642
大田原市紫塚1-5-54



税理士による還付申告 無料税務相談のご案内

関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ各会員事務所へ還付申告無料税務相談を実施します。

▼**日時** 2月6日(水)午前9時30分～午後4時

▼**場所** 関東信越税理士会大田原支部各会員事務所

▼**対象者** 所得金額300万円以下の給与所得者と年金受給者で少額の還付申告をされる方

▼**申込方法** 自宅または勤務先近くの税理士やお問い合わせの税理士に前日までに電話でお申し込みください。

▼**問合せ** 関東甲信越税理士会大田原支部(室井)

☎0287-48-6712

訂正

広報那須12月号12ページ「地域おこし協力隊活動レポート」の隊員名に掲載誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

誤：新川 新己
正：新川 真己